

## 目次

船舶保安システム規則.....	3
1 章 総則.....	3
1.1 一般.....	3
2 章 船舶保安システムの登録.....	5
2.1 船舶保安システムの登録*.....	5
2.2 ISPS 登録の維持.....	5
2.3 ISPS 登録の消除*.....	5
3 章 船舶保安システムの審査.....	6
3.1 審査の実施及び準備*.....	6
3.2 審査の種類.....	6
3.3 初回審査.....	6
3.4 定期的審査.....	7
3.5 臨時審査*.....	7
3.6 文書改訂審査.....	7
3.7 係船中の船舶*.....	8
4 章 雑則.....	9
4.1 証書の保管.....	9
4.2 情報の提供.....	9
4.3 機密保持等.....	9
4.4 不服の申立て.....	9
附属書 本会の必要と認める船舶保安要件.....	10
1. 適用.....	10
2. 定義.....	11
3. SOLAS 条約 XI-2 章に基づく要件.....	12
3.1 会社及び船舶に対する要件（第 4 規則）.....	12
3.2 会社の責任（第 5 規則）.....	12
3.3 船舶警報通報装置（第 6 規則）*.....	12
3.4 船舶の安全及び保安に係る船長の裁量（第 8 規則）.....	13
4. ISPS コード A 部に基づく要件.....	14
4.1 保安確認書（A 部/5）.....	14
4.2 会社の義務（A 部/6）.....	14
4.3 船舶の保安（A 部/7）.....	14
4.4 船舶保安評価（A 部/8）.....	15
4.5 船舶保安規程（A 部/9）.....	15
4.6 船舶保安記録簿（A 部/10）*.....	16
4.7 船舶保安統括者（A 部/11）.....	17
4.8 船舶保安管理者（A 部/12）.....	17

4.9	船舶保安に関する訓練，操練及び演習（A部/13） .....	17
5.	ISPSコードB部に基づく要件 .....	19
5.1	船舶保安評価（B部/8） .....	19
5.2	船舶保安規程（B部/9） .....	21
5.3	船舶保安記録簿（B部/10） .....	26
5.4	船舶保安に関する訓練，操練および演習（B部/13） .....	27

# 船舶保安システム規則

## 1 章 総則

### 1.1 一般

#### 1.1.1 適用\*

本規則は、旅客船を除く総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶（移動式海底資源掘削船を含む。以下、同じ。）の船舶保安システムに適用する。

#### 1.1.2 同等効力\*

船舶保安システムであって、日本海事協会（以下、「本会」という。）が本規則の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。

#### 1.1.3 用語\*

本規則で使用する用語は、特に定めるほかは次に定めるところによる。

- (1) 「SOLAS 条約」とは、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約をいい、同条約の改正を含む。
- (2) 「ISPS コード」とは、2002 年 12 月 12 日に SOLAS 条約締約政府会議の決議 2 により採択された船舶と港湾施設の保安のための国際コードをいう。
- (3) 「本会の必要と認める船舶保安要件」とは、SOLAS 条約 XI-2 章及び ISPS コードにおける船舶に関する保安要件のうち船舶保安システムに対する要件として本会の必要と認めるものであって、本規則の附属書に定めるものをいう。
- (4) 「船舶保安システム」とは、船上において船舶保安規程が効果的に実施及び維持されるように構築されたシステムをいい、船舶警報通報装置を含む。
- (5) 「船舶保安規程」とは、危害行為から乗船者、貨物、貨物運送ユニット、船舶の備品又は船舶を保護するための手段を確実に実行すべく構築された規程であって、文書化されたものをいう。
- (6) 「船舶警報通報装置」とは、船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨を海上保安庁に伝達する機能を有する装置をいう。
- (7) 「危害行為」とは、次に掲げる行為であって、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼすもの若しくは及ぼすおそれがあるものをいう。
  - (a) 船舶又は港湾施設を損壊する行為
  - (b) 船舶又は港湾施設に不法に武器又は爆発物その他の危険物を持ち込む行為
  - (c) 正当な理由なく船舶又は港湾施設に立入る行為
  - (d) 船舶の運航を不法に支配する行為
- (8) 「船舶保安管理者」とは、船舶保安規程の実施及び維持並びに船舶保安統括者及び埠頭保安管理者との連絡を行うために、船舶の保安に関する責任者として会社により選任された、船長への報告義務を負う船上の者をいう。
- (9) 「船舶保安統括者」とは、船舶保安評価の実施並びに船舶保安規程の策定、承認、実施及び維持を確実なものとし、かつ、船舶保安管理者及び埠頭保安管理者との連絡を行うために、会社により選任された管理的又は監督的地位にある者（部外委託者を除く。）をいう。
- (10) 「埠頭保安管理者」とは、埠頭保安規程の実施及び維持並びに船舶保安管理者及び船舶保安統括者との連絡を行うために、埠頭施設の保安に関する責任者として選任された者をいう。
- (11) 「埠頭保安規程」とは、危害行為から埠頭施設並びに船舶、乗船者、貨物、貨物運送ユニット及び船舶の備品を保護するための手段を確実に実行すべく構築された規程であって、文書化されたものをいう。
- (12) 「船舶保安評価」とは、船舶を取り巻く保安に対する脅威及びこれらに対する船舶の脆弱性に関する評価をいう。
- (13) 「会社」とは、1.1.1 の適用を受ける船舶を管理する、SOLAS 条約 IX 章第 1 規則で定義される会社であり、かつ、船舶の所有者（船舶が共有されている場合は管理人をいい、船舶が貸し渡されている場合は借入人をいう。以下、同じ。）との契約により船舶の保安の確保に関する責務を負うものであって、通常次のいずれかをいう。

- (a) 船舶の所有者との船舶管理契約又は裸用船契約により、船舶の運航、保守及び乗組員に責任をもつ独立した組織又は個人。
  - (b) 船舶の所有者又は船舶運航者の組織機構の一部として船舶管理部門が含まれ、その部門が船の運航、保守及び乗組員の管理を含む業務を担当する組織。ただし、その組織機構がこれらの業務の一部しか行わない場合は会社に該当しない。
  - (c) 船舶運航者又は船舶管理者若しくは裸用船者等他の組織若しくは個人であって、船舶の所有者から船舶の運航の責任を引き受け、かつ、その引き受けに際して、*SOLAS* 条約 IX 章によって課せられるすべての義務と責任を引き継ぐことに同意した者。
- (14) 「証書」とは、船舶保安証書（以下、「ISSC」という。）又は臨時船舶保安証書（以下、「臨時 ISSC」という。）をいう。
- (15) 「定期的審査」とは、3.4 に掲げる更新審査及び中間審査をいう。
- (16) 「審査基準日」とは、ISSC の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、証書の有効期間の満了日を除く。
- (17) 「適合書類」とは、*SOLAS* 条約 IX 章第 4 規則において使用される適合書類（DOC）をいう。
- (18) 「安全管理システム」とは、船舶の安全及び海洋環境保護について、会社の職員が会社の方針を効果的に実施することができるように構築され、文書化されたシステムをいう。

## 2章 船舶保安システムの登録

### 2.1 船舶保安システムの登録\*

- 1. 本会は、**1.1.1**の適用を受ける船舶保安システムについて、**3章**の規定に基づき審査を行い、本会の必要と認める船舶保安要件に適合していると認められた場合、船舶保安システム登録原簿に登録する。(以下、「ISPS登録」という。)
- 2. 船舶保安システム登録原簿には、船舶の名称等必要なものを記載する。
- 3. 本会は、ISPS登録された事項に変更が生じた場合には、船舶保安システム登録原簿の変更を行う。
- 4. 本会は、**-2.**の登録事項を「REGISTER OF SHIP SECURITY MANAGEMENT SYSTEMS」に記載し、これを公表する。
- 5. 会社は「REGISTER OF SHIP SECURITY MANAGEMENT SYSTEMS」の記載事項に変更等がある場合には、本会にその旨を通知しなければならない。

### 2.2 ISPS登録の維持

会社は、ISPS登録を維持するために、次の要件を満足しなければならない。

- (1) ISPS登録された船舶について、承認された船舶保安規程を確実に実行させること。
- (2) ISPS登録された船舶について、**3.4**及び**3.5**に規定する定期的審査及び臨時審査を受けること。
- (3) 本会の承認を得ることなく、船舶保安規程の変更 (**3.5-1.(2)(b)**)の審査が不要なものを除く。)を行わないこと。

### 2.3 ISPS登録の消除\*

本会は、次の**(1)**から**(6)**のいずれかに該当する場合、ISPS登録を消除し、会社はその旨を通知する。

- (1) 会社からISPS登録の消除の申込みがあったとき。
- (2) 会社が船舶の管理を取りやめたとき。
- (3) **3.4**及び**3.5**に規定する審査を受けないとき。ただし、船舶が係船中にこれらの審査を受けない場合を除く。
- (4) 審査において要求された改善が指定された期間内に完遂しなかったとき。
- (5) 本会の承認を得ることなく、船舶保安規程の変更 (**3.5-1.(2)(b)**)の審査が不要なものを除く。)を行ったとき。
- (6) 審査の手数料及び経費が支払われないとき。

## 3章 船舶保安システムの審査

### 3.1 審査の実施及び準備\*

- 1. 審査は、別に定めるところに従って選任された本会の海事管理審査員（以下、「審査員」という。）が会社からの申込みにより行う。
- 2. 会社は、審査にあたって、本会が通知する審査計画に基づいて、審査員が審査を行うために必要な船舶保安システムに関するすべての文書、記録等を利用し得るようにしなければならない。
- 3. 会社は、審査を受けるとき、審査事項を承知しており、かつ、審査の準備を監督できる者を立会わせ、審査員が必要とする援助を与えなければならない。
- 4. 本会は、審査に際して必要な準備がなされていないとき、要求される立会者がいないとき、又は円滑に審査が実施できないと審査員が判断するときは、審査を停止することがある。

### 3.2 審査の種類

審査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 初回審査
- (2) 定期的審査
  - (a) 更新審査
  - (b) 中間審査
- (3) 臨時審査
- (4) 文書改訂審査

### 3.3 初回審査

#### 3.3.1 一般\*

- 1. 初回審査は、臨時 ISSC の発行を受けた船舶がその有効期間内にある場合に適用し、承認された船舶保安規程の運用実績に基づいて船舶保安システムを初めて審査するときに行う。
- 2. 本会は、初回審査において、**3.3.2-1.**に定める提出文書について審査（以下、「文書審査」という。）を行う。これらの審査の後、当該船舶保安システムの実施状況について審査（以下、「船舶審査」という。）を行う。
- 3. 文書審査は、原則として本会の本部において実施する。ただし、本会が別に定めるところにより、本会の国内支部又は事務所において実施することがある。

#### 3.3.2 提出文書\*

- 1. 会社は、次の文書を本会に提出しなければならない。
  - (1) 適合書類（DOC）の写し等の会社が適切な安全管理システムを運用していることを示す資料
  - (2) 船舶保安規程
  - (3) 船舶保安評価の結果（以下、「船舶保安評価書」という。）
  - (4) 船舶警報通報装置の構造及び配置図
  - (5) 立入り制限区域の配置図
  - (6) その他本会が別に定める文書
- 2. 本会は、必要と認めた場合、**-1.**により提出された文書以外に船舶保安システムに関する資料を要求すること又は**-1.**に掲げる文書の一部を省略することがある。

#### 3.3.3 文書審査

- 1. 本会は、文書審査において、船舶保安規程が本会の必要と認める船舶保安要件に適合している場合、これを承認する。
- 2. 前**-1.**において、船舶保安規程が、本会の必要と認める船舶保安要件に適合していないと認められた場合には、会社

にその改訂を要求する。

- 3. 本会は、文書審査の結果を文書で会社に通知する。

#### 3.3.4 船舶審査\*

-1. 本会は、船舶審査において、船舶保安システムが承認された船舶保安規程に従って有効に機能していることを確認する。

-2. 前-1.において、船舶保安システムが承認された船舶保安規程に従って機能していないと認められた場合には、会社にその改善を要求する。

- 3. 本会は、船舶審査の結果を文書で会社に通知する。

### 3.4 定期的審査

#### 3.4.1 更新審査\*

-1. 更新審査は、ISSCの有効期間満了の3箇月前から当該期間が満了する日までの間に完了しなければならない。ただし、これを受けるべき期間に該当しない時期であっても会社から申込みがあれば、その時期を繰り上げて行うことができる。

-2. 本会は、更新審査において、船舶保安システムが承認された船舶保安規程に従って有効に機能していることを確認する。

#### 3.4.2 中間審査\*

-1. 中間審査は、初回審査又は更新審査後の2回目の審査基準日と3回目の審査基準日の間に実施されなければならない。ただし、これを受けるべき時期に該当しない時期であっても、会社からの申込みにより、その時期を繰り上げることができる。

-2. 本会は、中間審査において、船舶保安システムが承認された船舶保安規程に従ってその機能が維持されていることを確認する。

- 3. 中間審査を行った場合にはISSCに裏書きを行う。

### 3.5 臨時審査\*

-1. 臨時審査は、次の(1)、(2)及び(3)により実施されなければならない。

#### (1) 臨時ISSC発行のための審査

- (a) 新たに建造された船舶又は証書を所持していない船舶を就航させるとき。
- (b) 会社が過去に運航していなかった船舶の運航に責任を負ったとき。
- (c) 船舶の国籍が変更されたとき。
- (d) 船舶の所有者が変更されたとき。

#### (2) 船舶保安システムの変更に係る本会が必要と認める追加の審査

- (a) 船舶警報通報装置の機能に影響を及ぼすおそれのある変更（取替え、改造、修理等）を行ったとき。
- (b) 船舶保安規程の変更（別に定める軽微な変更を除く。）を行ったとき。
- (c) 船舶保安システムの機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。

#### (3) その他本会が必要と認める審査

-2. 本会は、-1.(1)に掲げる審査において、船舶保安システムが別に定める要件に適合していることを確認する。

-3. 本会は、-1.(2)に掲げる審査において、変更を行った事項に関する船舶保安システムが、承認された船舶保安規程に従って有効に機能することを確認する。

- 4. 前-1.(2)に掲げる臨時審査を受けるべき時期に、更新審査又は中間審査を受けるときは、当該臨時審査を行わない。

### 3.6 文書改訂審査

-1. 文書改訂審査は、承認された船舶保安規程に変更（3.5-1.(2)(b)の審査が不要なものを除く。）を行う場合に実施されなければならない。

- 2. 本会は、文書改訂審査において、変更された船舶保安規程に対し3.3.3に従って審査を行う。

- 3. 会社は、**3.5-1.(2)(b)**の審査が不要な船舶保安規程の変更について、書面にて本会へ通知しなければならない。
- 4. 文書改訂審査の実施にあたっては、**3.3.1-3.**にもよらなければならない。

### 3.7 係船中の船舶\*

- 1. 係船中の船舶にあつては、**3.3**に規定する船舶の初回審査、**3.4**に規定する船舶の定期的審査、及び**3.5**に規定する臨時審査は行わない。
- 2. 係船中の船舶を再び航行の用に供しようとするときは、次の**(1)**又は**(2)**による。
  - (1) 係船前に有効な ISSC を有している船舶であつて、係船期間が 6 箇月以内の場合は、原則として初回審査相当の臨時審査を行う。
  - (2) その他の場合は、臨時 ISSC 発行のための審査を行う。

## 4章 雑則

### 4.1 証書の保管

証書は船内に保管されなければならない。また、会社は、証書の写しを保管し、本会から要求があった場合にはこれを提示しなければならない。

### 4.2 情報の提供

会社は、本会が ISPS 登録の維持に関して必要と認める十分かつ正確な情報を提供しなければならない。

### 4.3 機密保持等

- 1. 本会は、本規則に基づいて行う船舶保安システムの審査において知り得た情報を会社の許可なく第三者に提供しない。
- 2. 船舶保安システム登録原簿、船舶保安システムの審査及びポートステートに係る記録並びに顧客からの提出書類は、正当な権限を有しない者による閲覧その他の行為を防止するための適切な措置を講じ、常時適切に保管しなければならない。

### 4.4 不服の申立て

本規則に基づいて行った審査に関して不服があるときは、本会に対し、審査終了の日の翌日から 30 日以内に文書をもって審査のやり直しを要求することができる。

## 附属書本会の必要と認める船舶保安要件

### 1. 適用

本附属書は、[船舶保安システム規則](#)（以下、「規則」という。）[1.1.3\(3\)](#)に掲げる、本会が必要と認める船舶保安要件を定めたものである。

## 2. 定義

本附属書で使用される用語の意味は、**規則 1.1.3**に掲げるものに加えて、次のとおりとする。

- (1) “国際海上運送保安指標”とは、船舶の保安の確保のために必要な措置の程度を示すものとして設定される指標をいう。(XI-2/1.14)
- (2) “保安レベル1”とは、国際海上運送保安指標のうち、常時、最小限の適切な防護のための船舶指標対応措置が維持されなければならない指標をいう。(Part A/2.1.9)
- (3) “保安レベル2”とは、国際海上運送保安指標のうち、危害行為が発生する危険性の増加に伴い、ある一定の期間、追加された適切な防護のための船舶指標対応措置が維持されなければならない指標をいう。(Part A/2.1.10)
- (4) “保安レベル3”とは、国際海上運送保安指標のうち、脅威の対象が特定可能か否かにかかわらず、危害行為の発生が予測される又は間近に迫っている場合において、ある一定の期間、更なる特別な防護のための船舶指標対応措置が維持されなければならない指標をいう。(Part A/2.1.11)
- (5) “保安確認書”とは、船舶と港湾施設又は他の船舶との間で到達したインターフェイスに関する合意であって、それぞれが実施する船舶指標対応措置を明示した文書をいう。(XI-2/1.15)
- (6) “インターフェイス”とは、人、物又は港湾施設に関するサービスを含む活動により生じる、船舶に直接及び直ちに影響を与える、他船舶又は港湾施設との間の相互作用をいう。(XI-2/1.8)

### 3. SOLAS 条約 XI-2 章に基づく要件

#### 3.1 会社及び船舶に対する要件 (第 4 規則)

- 1. 会社及び船舶は、本附属書に定める要件に適合すること。
- 2. 船舶は、締約政府の港に入港する前又は入港している間において、主管庁が当該船舶に設定した国際海上運送保安指標よりもその締約政府が設定した国際海上運送保安指標に相当する指標(以下、「相当国際海上運送保安指標」という。)の方が高い場合には、当該相当国際海上運送保安指標の要件に適合すること。
- 3. 船舶は、不当に遅滞することなく、より高い国際海上運送保安指標(主管庁以外の締約政府により設定される場合には、相当国際海上運送保安指標をいう。以下、同じ。)への変更に対応すること。
- 4. 船舶が、本附属書の要件に適合していない場合又は主管庁もしくは他の締約政府により定められ、当該船舶に適用される国際海上運送保安指標の要件に適合できない場合には、他の船舶又は港湾施設とのインターフェイスが生じる前又は入港前のいずれか早い時期に、しかるべき当局にその旨を通知すること。

#### 3.2 会社の責任 (第 5 規則)

会社は、締約政府の正当な権限を有する者が次の事項を明瞭に把握できるための情報を、常時船上において船長が利用できるようにすること。

- (1) 乗組員又は船上のあらゆる形態の業務に一時的もしくは恒久的に従事している乗組員以外の者を任命する責任の所在
- (2) 船舶の使用を決定する責任の所在
- (3) 船舶が契約により雇い入れられている場合には、当該契約の当事者

#### 3.3 船舶警報通報装置 (第 6 規則) \*

- 1. 船舶には、次の時期までに船舶警報通報装置を設置すること。
  - (1) 2004 年 7 月 1 日以後に建造される船舶にあつては完工時
  - (2) 2004 年 7 月 1 日前に建造された総トン数 500 トン以上の次に掲げる船舶にあつては、2004 年 7 月 1 日後最初の無線設備の検査時
    - (a) SOLAS 条約 II-1/2.12 規則に定義される油タンカー
    - (b) SOLAS 条約 VII/8.2 規則に定義される危険化学品ばら積船
    - (c) SOLAS 条約 VII/11.2 規則に定義される液化ガスばら積船
    - (d) SOLAS 条約 IX/1.6 規則に定義されるばら積貨物船
    - (e) SOLAS 条約 X/1.2 規則に定義される高速船(旅客船を除く。)
  - (3) 2004 年 7 月 1 日前に建造された総トン数 500 トン以上のその他の貨物船及び移動式海底資源掘削船にあつては、2006 年 7 月 1 日後の最初の無線設備の検査時
- 2. 船舶警報通報装置は、作動に際して、次の要件に適合すること。
  - (1) 船舶、当該船舶の位置及び警報を発信した日時を識別し、かつ、船舶が危害行為を受けているか又は既に受けたかを示す船舶・陸上間の保安警報を、海上保安庁に発信すること。この場合、発信先には会社を含めることができる。
  - (2) 他の船舶には保安警報を送信しないこと。
  - (3) 船上で警報を発しないこと。
  - (4) 解除されるか又はリセットされるまで、継続的に送信すること。
- 3. 船舶警報通報装置の配置及び性能は、次の要件に適合すること。
  - (1) 船橋及び他の少なくとも 1 以上の場所から作動できること。
  - (2) 次に掲げる性能基準を満足すること。
    - (a) IMO Resolution MSC.147 (77)に掲げる規準

- (b) 専用の警報信号発信ボタンにより作動するものであること。
  - (c) 適正に作動することが警報を送信することなく確認できること。
  - (d) 常用の電源以外の電源からも給電できること。
  - (e) 電源の切替を速やかに行うための措置が講じられていること。
  - (f) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示してあること。
  - (g) 電磁干渉により設備の機能に障害を与え又は他の設備からの電磁干渉によりその機能に障害が生じることを防止するための措置が講じられていること。
  - (h) 機械的騒音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいこと。
  - (i) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動により、その機能に障害を生じないこと。
  - (j) 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられていること。
  - (k) 船舶の航行中における振動、湿度又は温度の変化より、その性能に支障を生じないこと。
  - (l) 人体及び構成機器に対する保護が十分行われていること。
- 4. 船舶警報通報装置の発信スイッチは、不注意による保安警報の発信を起こさないように設計されること。
- 5. 本 3.3 の全ての要件に適合している場合には、船舶警報通報装置として、*SOLAS* 条約 IV 章の要件により設置される無線設備を用いることができる。

### 3.4 船舶の安全及び保安に係る船長の裁量（第 8 規則）

- 1. 船長は、会社、用船者又は他の如何なる者にも、船舶の安全及び保安を維持する上で必要な決定について判断を強要されない権限を有すること。この権限には、訪船者（締約政府の正当な権限を有する者として証明された者を除く。）に対する乗船拒否又はその携行物の持込拒否並びにコンテナ又は密閉式貨物輸送容器を含む貨物の積載拒否を含む。
- 2. 船舶の運航中において、船舶の安全要件と保安要件との間に差異が生じた場合、船長は船舶の安全を維持するために必要な要件を優先すること。この場合、船長は暫定的な船舶指標対応措置を採ることができるが、その事実を主管庁並びに必要に応じて船舶が入港している又は入港する予定の港の締約政府に、直ちに通知すること。この暫定的な船舶指標対応措置は、可能な限り設定されている国際海上運送保安指標に対応したものとすること。

## 4. ISPS コード A 部に基づく要件

### 4.1 保安確認書 (A 部/5)

- 1. 船舶は、下記の場合に保安確認書の取り交わしを検討・考慮すること。
  - (1) 自船の国際海上運送保安指標がインターフェイスを生じる港湾施設又は他の船舶のものより高い場合
  - (2) 締約政府間で、特定の国際航海又は当該航海に従事する特定の船舶に関する保安確認書について合意がある場合
  - (3) 自船又は自船が関係する港湾施設を巻き込む、危害行為があった場合
  - (4) 自船が、承認された埠頭保安規程の所持及び実施を要求されない港に入港している場合
  - (5) 自船が、承認された船舶保安規程の所持及び実施を要求されないインターフェイスを生じる場合
- 2. 船舶は要請を受けた場合、保安確認書を取り交すこと。
- 3. 保安確認書は船舶の代表者として船長又は船舶保安管理者により取り交されること。
- 4. 保安確認書には、港湾施設と船舶との間（又は船舶相互間）において分担すべき保安要件を記載し、お互いの責任を明示すること。
- 5. 保安確認書は、過去 10 港分を含む 3 年間、船舶に備え置くこと。

### 4.2 会社の義務 (A 部/6)

- 1. 会社は、船舶保安規程に船長の権限を強調する明確な記述を含めること。また、会社は、船長が超越権限、船舶の安全及び保安に関する決定を行う責任並びに必要に応じて会社又は締約政府からの支援を要請する責任を有することを、船舶保安規程の中に明記すること。
- 2. 会社は、船舶保安統括者、船長及び船舶保安管理者に対し、船舶保安システムに係る責務と責任を果たすために必要な支援を与えること。

### 4.3 船舶の保安 (A 部/7)

- 1. 船舶は、本 4.3 に定めるところにより、国際海上運送保安指標に従った行動をとること。
- 2. 保安レベル 1 においては、危害行為に対する予防策を決定し、かつ、実施するため、5.1 から 5.4 の要件に基づき、適切な手段により、次に掲げる事項を実行すること。
  - (1) 全ての船舶保安に関する義務の確実な実施
  - (2) 船舶へのアクセスの管理
  - (3) 乗船者及びその所有物の管理
  - (4) 権限を与えられた者のみ立入ることができる区域の監視及び施錠その他の措置
  - (5) 船内及び船舶の周囲の監視
  - (6) 貨物及び船用品の積み降ろしの監督
  - (7) 保安のための通信が直ちに使用できることの確認
  - (8) その他本会が必要と認めた事項
- 3. 保安レベル 2 においては、-2. に掲げる事項について、5.1 から 5.4 の要件に基づき、船舶保安規程に定められている追加の防護措置を実行すること。
- 4. 保安レベル 3 においては、-2. に掲げる事項について、5.1 から 5.4 の要件に基づき、船舶保安規程に規定されている更なる特別な防護措置を実行すること。
- 5. 保安レベル 2 又は 3 が主管庁により設定される場合、船舶は保安レベルの変更に関する指示の受領確認を行うこと。
- 6. 保安レベル 2 又は 3 が設定されている締約政府の港へ入港する前又は入港している間、船舶は当該設定の指示に対する受領確認を行い、保安レベル 3 の場合には、締約政府の指示に従って適切な措置が実行開始されたことを埠頭保安管理者に報告すること。船舶は、当該措置の実行が困難な場合には、その旨を報告すること。この場合、船舶保安管理者は埠頭保安管理者と連絡を保ちながら適切な行動を取るために協力すること。

-7. 入港しようとしている港又は入港している港で設定されている国際海上運送保安指標より高い指標を設定するよう主管庁により要求されている場合又は既に設定している場合には、船舶はその状況を遅滞なく当該港湾施設のある締約政府のしかるべき当局及び埠頭保安管理者に通知すること。この場合、船舶保安管理者は必要に応じて埠頭保安管理者と連絡をとりながら、適切な行動をとるために協力すること。

-8. 締約政府が国際海上運送保安指標を設定し、その領海内を運航している船舶又は領海に入ろうとしている船舶に国際海上運送保安指標に関する情報を提供してきた場合には、船舶は警戒を維持し、かつ、当該海域における海事保安に影響を及ぼす可能性がある全ての情報を主管庁及び近くの沿岸国に直ちに通報すること。締約政府から国際海上運送保安指標の通知を受けた場合、船舶は必要に応じて、当該締約政府から船舶が採るべき船舶指標対応措置及び適当であれば危害行為に対する防護のために締約政府により既に採られた措置に関する助言を受けること。

#### 4.4 船舶保安評価 (A 部/8)

-1. 船舶保安統括者は、船舶保安規程の構築及び更新に際して、適切な技量を有する者により船舶保安評価を実施させること。

-2. 船舶保安評価には、現場保安検査及び少なくとも次の事項を含むこと。

- (1) 既存の保安に関する措置、手順及び操作の特定
- (2) 防御すべき主要な船内業務の特定と評価
- (3) 船舶指標対応措置を確立し優先順位を付けるための、主要な船内業務に対して予期される危害行為の特定及び当該行為の発生の見込み
- (4) 設備、手段及び処置手順における、人的要員を含めた脆弱性の特定

-3. 船舶保安評価書は、会社により検証、承認及び保管されること。

#### 4.5 船舶保安規程 (A 部/9)

-1. 船舶は、主管庁又は本会により承認された船舶保安規程を船内に備え置くこと。当該規程には、本附属書に定める3段階の国際海上運送保安指標に対応するための要件を記載すること。

-2. 船舶保安規程又は当該規程の改定を承認のために提出する場合には、当該規程の策定又は改定の基となる船舶保安評価書を添付すること。

-3. 船舶保安規程は、5.1 から 5.4 の要件を考慮し、船舶において使用される言語で記述すること。当該言語が英語以外の場合には、英語に翻訳したものを含めること。船舶保安規程には、少なくとも下記の事項を含めること。

- (1) 人、船舶又は港湾施設に対する使用を意図し、かつ、所持が承認されていない武器、危険物及び装置の船舶持ち込みを防止するための措置
- (2) 立入禁止区域の特定及び当該区域への不当な立入りを防止するための措置
- (3) 船舶への不当な侵入を防止するための措置
- (4) 危害行為に対処する手順であって、船舶相互間又は船舶と港湾施設との間の重要なインターフェイスを維持するための手順を含むもの
- (5) 保安レベル3において締約政府から与えられる保安に関する指示に対処するための手順
- (6) 危害行為発生時の退避手順等を含む対応
- (7) 保安上の責任について任命を受けた乗組員（以下、「船舶保安従事者」という。）の責務及び他の乗組員の保安上の役割
- (8) 保安活動の監査に関する手順
- (9) 船舶保安規程に関連する訓練、操練及び演習の手順
- (10) 港湾施設の保安活動とインターフェイスを持つための手順
- (11) 船舶保安規程の見直し及び更新の手順
- (12) 危害行為の報告に関する手順
- (13) 船舶保安管理者の特定
- (14) 24時間可能な連絡先を含む船舶保安統括者の特定
- (15) 船舶に備えられている全ての保安のための機器の点検、試験、較正及び保守のための手順

- (16) 船舶に備えられている全ての保安のための機器を試験又は較正する頻度
- (17) 船舶警報通報装置の発信スイッチが設置されている場所の特定<sup>(注)</sup>
- (18) 船舶警報通報装置の使用に関する手順、指示並びに指針であって試験、作動、停止、リセット及び誤作動の防止<sup>(注)</sup>を含むもの
- (19) 船舶保安記録簿の備え付けに関する事項
- (20) その他本会が必要と認めた事項

(注)

船舶警報通報装置の本来の目的を損なわないように、これらの情報は船長、船舶保安管理者及び会社が指定した上級乗組員のみが知りうる文書として船上の他の場所に保管することができる。

-4. 船舶保安規程に定められている保安活動の内部監査又は当該規程の実施状況の評価を行う者は、会社又は船舶の規模及び形態により実行不可能でない限り、監査される業務から独立していること。

-5. 承認された船舶保安規程又は当該規程に記載されている保安のための機器を変更する場合には、**規則 3.6**により事前に関連する船舶保安規程の改正として承認を得ること。これらの変更は本附属書に定められる要件と少なくとも同程度の効果を有するものとする。

-6. **規則 3.5-1.(2)(b)**の審査が不要な船舶保安規程の変更又は船舶警報通報装置等であって当該装置等の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更の内容については、文書により船舶保安規程の変更が不要であることを明確に示すこと。この文書は船上で利用可能なように保管しておくこと。

-7. 船舶保安規程は、電子ファイルで備え置くことができる。この場合、不正な削除、破棄又は改訂を防止するための手順により保護されること。

-8. 船舶保安規程は、許可されていない者に閲覧されないよう保護されること。

-9. 船舶保安規程は、次に掲げる条件が全て満たされる例外的状況を除き、締約政府の正当な権限を有する者に対してであっても、原則として保護されること。次の条件を全て満足する場合であっても、**4.5-3.(2), (4), (5), (7), (15), (17)**及び**(18)**に関連する要件は、機密情報として考慮されるべきものであり、主管庁と関係締約政府との間で合意がなければ、原則として保護されること。

(1) 締約政府の正当な権限を有する者が、船舶が SOLAS 条約 XI-2 章又は ISPS コード A 部の要件に適合していないという確信するに足る明確な証拠を有し、かつ、当該不適合を確認又は是正するための唯一の手段として、船舶保安規程の当該不適合に関連する特定の要件に限り調査せざるを得ない場合

(2) 当該船舶の主管庁又は船長の合意があった場合

#### 4.6 船舶保安記録簿 (A 部/10) \*

-1. 船舶保安規程に記載される下記の活動の記録は、特定の記録簿(以下、「船舶保安記録簿」という。)により保管し、過去 10 港分を含む 3 年間、船舶に備え置くこと。

- (1) 訓練、操練及び演習
- (2) 危害行為
- (3) 国際海上運送保安指標の設定及び変更
- (4) 船舶又は船舶が使用しているもしくは使用していた港湾施設に対する特定の危害行為等、直接的な船舶の保安に関連する通信
- (5) 保安活動の内部監査及び検証
- (6) 船舶保安評価書の見直し
- (7) 船舶保安規程の見直し
- (8) 船舶保安規程の改定の実施
- (9) 船舶警報通報装置を含む、全ての保安のための機器の保守、較正及び試験

-2. 船舶保安記録簿は船舶において使用される言語により記載されること。当該言語が英語以外の場合には、英語に翻訳したものを含めること。

-3. 船舶保安記録簿は電子ファイルで保管することができる。この場合、不正な削除、破棄又は改訂を防止するための手順により保護されること。

-4. 船舶保安記録簿は許可されていない者に閲覧されないよう保護されること。

**4.7 船舶保安統括者 (A 部/11)**

- 1. 会社は船舶保安統括者を選任すること。会社は会社が運航する船舶の隻数と種類に応じて、複数の船舶保安統括者を選任することができる。この場合、それぞれの船舶保安統括者がどの船舶に責任を負っているかを明らかにすること。
- 2. 本附属書の要件として定められているものに加えて、船舶保安統括者の義務と責任には、下記の事項を含むこと。
  - (1) 船舶保安評価書及び他の関連する情報に基づき、船舶が遭遇すると思われる危害行為の程度を想定すること。
  - (2) 船舶保安評価を確実に実施し、船舶保安評価書を作成すること。
  - (3) 船舶保安規程の制定、承認のための提出、その後の実施及び維持を確実に行うこと。
  - (4) 個々の船舶の不具合を是正し、船舶保安規程の適切な修正を確実に行うこと。
  - (5) 内部監査及び保安活動の検証の準備を行うこと。
  - (6) 初回審査、定期的審査及び臨時審査の準備を行うこと。
  - (7) 内部監査、定期的見直し、保安点検及び検証の際に発見された欠陥及び不適合への迅速な対応及び処理を確実に行うこと。
  - (8) 保安に関する意識及び警戒について啓蒙すること。
  - (9) 船舶保安従事者に対して訓練が確実に行われること。
  - (10) 船舶保安管理者と埠頭保安管理者との間で、効果的な情報交換及び協力が確実に行われること。
  - (11) 保安要件と安全要件との整合を確実にとること。
  - (12) 姉妹船又は船隊用として共通の船舶保安規程が用いられる場合には、それぞれの船舶に対する船舶保安規程において、当該船舶の固有の情報を正しく反映すること。
  - (13) 特定の船舶又は船隊に対して承認された代替措置又は同等措置を、確実に実施及び維持すること。
  - (14) 行われるおそれのある危害行為に関する情報の提供を行うこと。

**4.8 船舶保安管理者 (A 部/12)**

- 1. 船舶保安管理者は、各船毎に選任されること。
- 2. 本附属書の要件として定められているものに加えて、船舶保安管理者の義務と責任には、下記の事項を含むこと。
  - (1) 適切な船舶指標対応措置が維持されていることを確認するための、船舶における定期的な保安点検の実施
  - (2) 改訂部分を含む、船舶保安規程の維持及び実施状況の監督
  - (3) 貨物及び船用品の積み降ろしに係る保安上の事項に関する、他の乗組員及び埠頭保安管理者との調整
  - (4) 船舶保安規程に対する修正提案
  - (5) 内部監査、定期的見直し、保安点検及び検証の際に発見された不具合及び不適合の船舶保安統括者への報告及び是正処置の実施
  - (6) 船内における保安に関する意識及び警戒についての啓蒙（船舶保安規程の周知を含む。）
  - (7) 乗組員に適切な訓練が与えられていることの確認
  - (8) 全ての危害行為の報告
  - (9) 船舶保安統括者と埠頭保安管理者との間における、船舶保安規程の実施に関する調整
  - (10) 船舶警報通報装置及びその他の保安のための機器が適切に運用、試験、較正、及び保守されていることの確認
  - (11) 船舶保安記録簿の記載及び保管

**4.9 船舶保安に関する訓練、操練及び演習 (A 部/13)**

- 1. 船舶保安統括者及び船舶保安に関係する陸上要員は、5.1 から 5.4 の要件を考慮の上、知識を習得し、かつ、訓練を受けていること。
- 2. 船舶保安管理者は、独立行政法人海技大学校の行う船舶保安管理者講習を修了し、かつ、5.1 から 5.4 の要件を考慮の上、知識を習得していること。
- 3. 船舶保安従事者は、船舶保安規程に記載されている船舶の保安に係る自らの責任を理解し、かつ、5.1 から 5.4 の要件を考慮して、与えられた職務を実行するために十分な知識及び能力を有していること。
- 4. 船舶保安規程の効果的な実施のため、5.1 から 5.4 の要件を考慮の上、船種、乗組員の交代、寄港地の港湾施設及

び他の関連する環境を考慮して、適切な間隔で操練を実施すること。

-5. 船舶保安統括者は、5.1 から 5.4 の要件を考慮して、適切な間隔で演習に参加することにより、船舶保安規程の各船間における整合性及びその実施を確認すること。

## 5. ISPS コード B 部 に基づく要件

### 5.1 船舶保安評価 (B 部/8)

#### 5.1.1 船舶保安評価

-1. 船舶保安統括者は、会社の船隊に属し、かつ、*SOLAS XI-2* 章及び ISPS コード A 部の要件に適合することが要求される各船に対する、船舶保安評価の確実な実施について責任を有すること。

-2. 船舶保安統括者は、船舶保安評価を開始する前に、船舶が寄港する港又は乗船もしくは下船する港に対する危害行為の評価に役立つ情報、並びに港湾施設及びそれらの防護措置に関する情報を収集すること。船舶保安統括者は、類似の保安事例について、過去の報告を調査すること。可能であれば、船舶保安評価の目的と手法を話し合うために、船舶保安統括者は、適切な乗組員及び港湾施設の職員と会合を持つこと。船舶保安統括者は、締約政府が提供するあらゆる指針に従うこと。

-3. 船舶保安評価は、船上又は船内における下記の事項を対象とすること。

- (1) 設備に関する保安
- (2) 構造上の保全
- (3) 人身保護
- (4) 手順上の方針
- (5) コンピュータシステム及びネットワークを含む、無線及び電話通信システム
- (6) 損傷した場合又は不法に使用された場合に、船上又は港湾施設の人員、資産又は業務に脅威をもたらすおそれのあるその他の事項

-4. 船舶保安統括者は、船舶保安評価に関与する者に対して、下記の事項について専門的知識に関する支援を可能にしておくこと。

- (1) 最近の危害行為及びその形態に関する知識
- (2) 武器並びに危険物及び装置の認識と検知
- (3) 危害行為を起こすおそれのある人物の特性や行動形態に対する差別的でない認識
- (4) 船舶指標対応措置をすり抜けるために用いられる技法
- (5) 危害行為を引き起こすために用いられる方法
- (6) 船体構造及び装置に対する爆発物の影響
- (7) 船舶保安システム
- (8) 船舶と港湾施設とのインターフェイスに関する業務の実際
- (9) 危害行為発生時の手引書、危害行為発生時の準備及び対応
- (10) 設備に関する保安
- (11) コンピュータシステム及びネットワークを含む、無線及び電話通信システム
- (12) マリンエンジニアリング
- (13) 船舶及び港湾施設における業務

-5. 船舶保安統括者は、船舶保安評価を実施するために要求される、下記の事項を含む情報を入手及び記録すること。

- (1) 船舶の全体配置
- (2) 船橋、A 類機関区域及び *SOLAS II-2* 章に定義されているその他の制御場所等の立入りを制限すべき区域の配置
- (3) 実際の乗船場所及び乗船が可能である場所の配置及び構造
- (4) 船舶の保安に影響を与えるおそれのある潮汐の変化
- (5) 貨物区域及び収容設備
- (6) 船用品及び主要な保守用機器が収納されている場所
- (7) 別送手荷物が収納されている場所
- (8) 重要な業務を維持するための非常用及び予備機器
- (9) 乗組員数、現状の保安に関する職務及び現状の会社における訓練要件
- (10) 乗船者を保護するための現状の保安及び安全設備

(11) 整然かつ安全な緊急避難のために維持されるべき、脱出及び避難経路並びに集合場所

(12) 船舶及び港湾施設内における保安業務を提供する民間の保安会社との現状における契約

(13) 点検及び管理手順、身元識別方法、監督及び監視装置、身元証明書類及び連絡、警報、照明、立入り制限並びに他の適当なシステムを含む、現状において有効な船舶指標対応措置及び手順

-6. 船舶保安評価においては、暴露甲板を含む識別されたそれぞれの乗船可能な場所を調査し、かつ、保安の侵害を企てている者に使用される可能性について評価すること。これには、非合法に侵入しようとする者が使用する場所に加えて、合法的に乗船する者が使用する乗船場所も含めること。

-7. 船舶保安評価においては、通常時及び緊急時の両方における現状の船舶指標対応措置、指針、手順及び業務の継続的な妥当性を考慮し、下記を含めた指針を決定すること。

(1) 立入り制限区域

(2) 火災又はその他の緊急事態への対応手順

(3) 乗船者、訪船者、供給業者、修理業者、港湾作業員等の監視の程度

(4) 保安パトロールの頻度及び有効性

(5) 身元識別方法を含む立入り管理の方法

(6) 保安のための通信システム及び手順

(7) 保安のためのドア等、侵入を防止するための物理的手段（以下、「バリア」という。）及び照明

(8) 必要に応じて、保安及び監視のための機器及びシステム

-8. 船舶保安評価においては、防護の対象となる人員、活動、業務及び作業を考慮すること。これには下記を含むこと。

(1) 乗船者

(2) 訪船者、供給業者、修理業者、港湾施設職員等

(3) 安全運航及び緊急対応を維持するために必要な能力

(4) 貨物、特に危険物

(5) 船用品

(6) 必要に応じて、船舶保安のための通信機器及びシステム

(7) 必要に応じて、船舶保安のための監視機器及びシステム

-9. 船舶保安評価においては、下記の種類を含む、全ての起こり得る危害行為を考慮すること。

(1) 爆発装置、放火、妨害行為又は暴力行為等による、船舶又は港湾施設に対する損傷又は破壊

(2) 船舶又は乗船者に対するハイジャック又は拘束

(3) 貨物、主要な船用機器もしくは船用品への不正な介入又は操作

(4) 密航を含む、不正な乗船

(5) 大量殺戮のための兵器を含む、武器又は装置の持ち込み

(6) 危害行為を企てている者及び所持物を運ぶための船舶の使用

(7) 武器として又は損害を引き起こす手段としての船舶自体の使用

(8) 接岸中又は錨泊中における海上からの攻撃

(9) 航海中に受ける攻撃

-10. 船舶保安評価においては、下記を含む可能性のある全ての脆弱性を考慮すること。

(1) 安全措置と船舶指標対応措置との間における相反事項

(2) 船内における職務と保安に関して任命された職務との間における相反事項

(3) 特に乗組員の疲労、注意力及び能力に関連した当直業務及び乗組員数

(4) 保安関連の訓練において特定された不具合

(5) 通信システムを含む全ての保安のための機器及びシステム

-11. 船舶保安統括者及び船舶保安管理者は、船舶指標対応措置が乗組員を長期間船内に拘束させる可能性があることを常に考慮すること。船舶指標対応措置を立案する際には、乗組員の利便性、快適性及びプライバシー並びに長期間にわたり船舶指標対応措置の有効性を維持するための耐久力について、特別に考慮すること。

-12. 船舶保安評価の終了後、評価の実施手順の要約、評価中に見出された個々の脆弱性の記述及び当該脆弱性を処置するための対応策の記述からなる船舶保安評価書を準備すること。船舶保安評価書は許可されていない者に閲覧されないよう保護されること。

-13. 船舶保安評価が会社により実施されていない場合には、船舶保安統括者が船舶保安評価書を調査の上承認するこ

と。

### 5.1.2 実地調査

船舶保安評価においては、実地調査を行うこと。実地調査では、下記に関して現状において船舶で採られている防護措置、手順及び業務を検討して評価すること。

- (1) 全ての船舶保安に関する職務の確実な実施
- (2) 承認された者のみがアクセスするための、立入り制限区域の監視
- (3) 身元識別方法を含む乗船管理
- (4) 船内及び船舶の周囲の監視
- (5) 乗船者及びその所持品（携帯手荷物、別送手荷物及び乗組員の個人的所持品）の管理
- (6) 貨物の取扱い及び船用品の受渡しの管理
- (7) 船舶の保安に関する通信、情報及び機器が直ちに使用できることの確認

## 5.2 船舶保安規程（B部/9）

### 5.2.1 一般

-1. 船舶保安統括者は、船舶保安規程の準備及び承認のための提出を確実に行わしめること。個々の船舶保安規程の内容は、対象となる船舶の特性を考慮したものとすること。船舶保安評価においては、船舶に特有の状況、潜在的な危害行為及び脆弱性を特定すること。船舶保安規程の準備においては、これらの事項に関し詳細に検討すること。

-2. 船舶保安規程には次の事項を含めること。

- (1) 船舶の保安に関する船舶及び会社の組織的構造の詳細
- (2) 船舶と会社、港湾施設、他船及び関係当局との保安上の責任に関する関係の詳細
- (3) 船内及び船舶と港湾施設を含む外部との間における有効かつ継続的な情報伝達が可能な通信システムの詳細
- (4) 保安レベル1に対する船舶指標対応措置の詳細
- (5) 保安レベル2及び保安レベル3へ移行する際に必要な追加の船舶指標対応措置の詳細
- (6) 船舶保安規程の定期的見直し又は監査並びに過去の経験又は状況の変化に対応した当該規程の改訂に関する記述
- (7) 締約政府の連絡先に通報するための適切な手順

-3. 船舶保安規程の準備においては、特に航海の形態を含む個々の船舶の設備面及び実行面における特性を詳細に検討した上、船舶の保安に関連する全ての問題点を詳細に評価すること。

-4. 船舶保安規程は、本会により承認されたものであること。

-5. 船舶保安統括者及び船舶保安管理者は、下記の手順を構築すること。

- (1) 船舶保安規程の継続的な有効性の評価
- (2) 承認された後の船舶保安規程の改訂準備

-6. 初回審査を行う時点で船舶保安規程に記載される船舶指標対応措置が実施されていること。保安のための機器もしくは装置の故障又は船舶指標対応措置が中断された場合には、暫定的な同等の船舶指標対応措置を実施した上、本会にその旨を通知し、承認を受けること。

### 5.2.2 船舶保安に関する職務の体系及び機能

前 5.2.1-2.に加えて、船舶保安規程には全ての国際海上運送保安指標に関する下記の事項を含めること。

- (1) 船舶保安従事者の責務及び責任
- (2) 常時維持すべき継続的な情報伝達を可能にするための手順又は手段
- (3) 機器及び装置の機能停止又は故障を特定し対処するための手順を含む、保安のための手順並びに保安及び監視のための機器及び装置の継続的な有効性を評価するための手順
- (4) 紙又は電子媒体で所持している保安に関する機密情報を保護するための手順及び方法
- (5) 必要に応じて、保安及び監視のための機器及び装置の種類及び保守要件
- (6) 予測される危害行為に関する報告書の遅滞なき提出及び当該報告書の評価を確実にを行うための手順
- (7) 船内に積載している危険物に関する、保管場所を含む目録の作成、維持及び更新のための手順

### 5.2.3 船舶へのアクセス

-1. 船舶保安規程には、船舶にアクセスするための下記的手段に対する船舶指標対応措置を記載すること。

- (1) 乗船用はしご

- (2) 乗船用タラップ
- (3) 乗船用ランプウェイ
- (4) 乗船用ドア、丸窓、窓及び開口部
- (5) 係留索及び錨鎖
- (6) クレーン及びホイスト

-2. 船舶保安規程においては、それぞれの国際海上運送保安指標における立入り制限区域を特定すること。また、それぞれの国際海上運送保安指標に対して、立入り制限又は禁止の種類及び実施方法を記載すること。

-3. 船舶保安規程には、それぞれの国際海上運送保安指標に対して、船舶へのアクセスの許可及び個人の合法的な乗船のために要求される身元確認手段を記載すること。これには、乗組員及び訪船者それぞれに対する恒久的及び一時的な身元確認を行うことができる適切な身元確認方法の構築を含むこと。実用的であれば、船舶の身元確認方法と港湾施設で使用されている方法との関係をとること。乗組員以外の乗船者の身分証明は、乗船券等により行うことができる。ただし、乗組員以外の乗船者を監督者なしに立入り制限区域にアクセスさせないこと。船舶保安規程には、身元確認方法が定期的に更新されること及び当該方法に対する違反が懲罰の対象となることを記載すること。

-4. 自分の身元を立証すること又はその訪問の目的を確認することができない者の乗船を拒否すること。それらの者がさらに乗船を企てる場合には、必要に応じて船舶保安管理者、船舶保安統括者、埠頭保安管理者及び保安に責任を有する当局に報告すること。

-5. 船舶保安規程には、特にアクセス管理のうちのいずれかが無作為又は不定期に行われる場合には、その実行頻度を記載すること。

#### -6. 保安レベル 1

(1) 保安レベル 1 においては、次の事項を考慮して乗船を管理するための船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

- (a) 乗船を意図する全員の身元及び目的を配乗指示書、搭乗券、作業指示書等により確認すること。
- (b) 船舶は港湾施設と連携の上、乗船者及び訪船者、手荷物（携行物を含む。）、個人用携行品並びに車両及びその搭載物の探査を実施する場所を設定すること。
- (c) 船舶は港湾施設と連携の上、自動車運搬船、Ro-Ro 及び他の船舶に積み込まれる車両を、船舶保安規程で要求される頻度に従い、積み込み前に探査すること。
- (d) 確認済みの乗船者及び訪船者並びにその携行物を、確認未了のそれらと分離すること。
- (e) 乗船者を下船者と分離すること。
- (f) 不正なアクセスを防止するために、警備すべき又は人員を配備すべき場所を特定すること。
- (g) 乗船者及び訪船者が立入る区域に近接し、かつ、人員が配備されていない区域への立入りを、施錠又は他の方法で防止すること。
- (h) 全ての乗組員に対し、予期される脅威についての報告手順、疑わしい者、物又は行動についての報告手順並びに警戒の必要性についての報告手順に関する説明を行うこと。

(2) 保安レベル 1 においては、乗船を意図する者に対して探査を行うこと。無作為のものを含め、その頻度を承認された船舶保安規程に記載すること。特段の保安上の明確な根拠がない限り、船舶が自船の乗組員又はその個人携行物の探査を行う必要はない。いかなる探査も、個人の人権に十分配慮し、基本的な人間の尊厳を順守する方法で実施されること。

#### -7. 保安レベル 2

保安レベル 2 においては、次の事項を考慮してより高度な警戒及び管理を確実にを行うため、起こり得る危害行為に対する船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

- (1) 不正アクセスを阻止するための、人気のない時間帯に甲板区域をパトロールする追加の人員の指名
- (2) 船舶への乗船場所の数の制限並びに閉鎖すべき乗船場所及びそれらの適切な警備方法の特定
- (3) 港湾施設と連携したボートによるパトロール等、海上からの船舶へのアクセスの阻止
- (4) 港湾施設との密接な協力による、船舶の陸側における立入り制限区域の設定
- (5) 乗船者及びその携行品並びに搭載車両の探査の頻度及び程度の強化
- (6) 訪問者に対する付き添い
- (7) 特定された危害行為に対する全ての乗組員への追加の説明、疑わしい者、物又は行動についての報告手順の再確認並びに警戒を強化する必要性の確認

(8) 船舶の全域又は限定された区域の探査の準備

-8. 保安レベル 3

保安レベル 3 においては、船舶は危害行為に対応する当局により発行された指示に従うこと。船舶保安規程には、次の事項を含む当局及び港湾施設との密接な協力のもとに船舶が採らなければならない船舶指標対応措置を詳細に記載すること。

- (1) 乗船場所を一箇所の管理された場所に限定すること
- (2) 乗船を危害行為に対応する当局のみに許可すること
- (3) 乗船者に対する指揮
- (4) 乗船又は下船の一時停止
- (5) 貨物取り扱い操作、受け入れ等の一時停止
- (6) 退船
- (7) 船舶の移動
- (8) 船舶の全域又は限定された区域の探査の実施

**5.2.4 船舶の立入り制限区域**

-1. 船舶保安規程には、次の目的のために船舶における制限区域を特定し、その範囲、頻度、アクセス管理のために採るべき措置及び当該区域内での行動を管理するために採るべき措置を定めること。

- (1) 不正アクセスの阻止
- (2) 乗船者及び乗船を許可された港湾施設又は他の関係者の保護
- (3) 船内の保安上重要な区域の保護
- (4) 貨物及び船用品への不正な介入又は操作からの保護

-2. 船舶保安規程には、全ての立入り制限区域へのアクセスを管理するための明確な手順及び方法が記載されていること。

-3. 船舶保安規程には、全ての立入り制限区域について当該区域へのアクセスが制限されていることを明確に表示すること及び当該区域内に許可なく侵入した者は保安に対する侵害となることを記載すること。

-4. 立入り制限区域としては下記の区域を考慮すること。

- (1) 船橋、A 類機関区域及び鋼船規則 R 編で定義されている他の制御場所
- (2) 保安及び監視のための装置及びそれらの制御装置並びに照明の制御装置を収納する区域
- (3) 換気及び空調装置並びに他の同様の機器を収納する区域
- (4) 飲料水のタンク、ポンプ又は集合管にアクセスできる区域
- (5) 危険物を収納する区域
- (6) 貨物油ポンプ及びその制御装置を収納する区域
- (7) 貨物区域及び船用品を収納する区域
- (8) 乗組員の居住区域
- (9) 船舶保安評価を通じて、船舶保安統括者により船舶の保安を維持するために立入りを制限することが決定されたその他の区域

-5. 保安レベル 1

保安レベル 1 においては、次の事項を考慮して立入り制限区域に関する船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

- (1) アクセス場所の施錠又は封鎖
- (2) モニター用の監視装置を有する場合には、当該装置の使用
- (3) 保安警備又はパトロールの実施
- (4) 不正アクセスを乗組員に警報する自動侵入者検知装置を有する場合には、当該装置の使用

-6. 保安レベル 2

保安レベル 2 においては、立入り制限区域の監視及び管理の頻度及び程度を、承認された者のみに立入りを限定するように引き上げること。次の事項を考慮して、追加の船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

- (1) アクセス場所に隣接する区域に対する立入り制限区域の設定
- (2) 継続的にモニターを行う監視装置を有する場合には、当該装置の使用
- (3) 立入り制限区域を警備及びパトロールする追加の要員の任命

**-7. 保安レベル 3**

保安レベル 3 においては、船舶は危害行為に対応する当局から出された指示に従うこと。船舶保安規程には、次の事項を含む当局及び港湾施設との密接な協力のもとに船舶が採らなければならない船舶指標対応措置を詳細に記載すること。

- (1) 危害行為発生場所の周囲又は危害行為を受けると考えられる場所に対する立入り制限区域の追加設定
- (2) 立入り制限区域を含む船内の探査

**5.2.5 貨物の取り扱い**

-1. 貨物の取り扱いに関する次の事項を船舶指標対応措置として定めること。

- (1) 不正な介入又は操作の阻止
- (2) 意図に反する貨物の船内受け入れ及び貯蔵の防止

-2. 船舶指標対応措置には必要に応じて港湾施設との協力により、船舶へのアクセス場所における、貨物リストに基づく管理手順を含めること。貨物が船上に積み込まれた後は、それらが本船への積載を許可されたものとして識別できるようにしておくこと。また、貨物積載後の不正な介入又は操作を確実に阻止する船舶指標対応措置を定めること。

**-3. 保安レベル 1**

(1) 保安レベル 1 においては、次の事項を考慮して貨物の取り扱い中における船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

- (a) 貨物取扱い業務の開始前及び実施中における貨物、貨物輸送ユニット及び貨物区域に対する通常の点検
- (b) 積載される貨物が船積み書類と一致することの点検
- (c) 港湾施設との協力による、自動車運搬船、Ro-Ro 船及び他の船舶に積み込まれる車両に対する、船舶保安規程で要求される頻度に従った積み込み前の探査
- (d) 不正な介入又は操作を阻止するために使用される封印等の点検

(2) 貨物の点検には、次の手法を用いることができる。

- (a) 現状検査
- (b) 透視検出装置、探査機器及び犬の使用による検査

(3) 定期的又は繰り返し行われる貨物の移動がある場合、船舶保安統括者又は船舶保安管理者は、港湾施設と協議の上、荷主又は他の貨物に責任を有する者との間で、他の場所における点検、封印、日程、必要書類等を含めた取扱いについて協定を結ぶことができる。この取扱いについては、関係する埠頭保安管理者に通知の上合意を得ること。

**-4. 保安レベル 2**

(1) 保安レベル 2 においては、次の事項を考慮して、貨物の取扱い中における追加の船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

- (a) 貨物、貨物輸送ユニット及び貨物区域の詳細な点検
- (b) 正規の貨物のみが積載されることを確実にするための点検強化
- (c) 自動車運搬船、Ro-Ro 船及び他の船舶に積み込まれる車両の点検強化
- (d) 不正な介入又は操作を阻止するために使用する封印等の点検頻度及び内容の強化

(2) 貨物の詳細点検には、次の手法を用いることができる。

- (a) 現状検査の頻度及び内容の強化
- (b) 透視検出装置、探査機器及び犬の使用の頻度の増加
- (c) 合意された協定及び確立された手順に従った、荷主又は他の貨物に責任を有する者との協力による船舶指標対応措置の強化

**-5. 保安レベル 3**

保安レベル 3 においては、船舶は危害行為に対応する当局から出された指示に従うこと。船舶保安規程には、次の事項を含む当局及び港湾施設との密接な協力のもとに船舶が採らなければならない船舶指標対応措置を詳細に記載すること。

- (1) 貨物の積載又は陸揚げの一時停止
- (2) 危険物が積載される場合には、それらの貨物リスト及び積載場所の確認

**5.2.6 船用品の受け入れ**

-1. 船用品の受け入れに関する次の事項を船舶指標対応措置として定めること。

- (1) 船用品及び梱包の保全性についての点検
- (2) 点検を受けていない船用品の受け入れ阻止
- (3) 不正な介入又は操作の阻止

## (4) 発注していない船用品の受け入れ阻止

-2. 特定の港湾施設を定期的に使用する船舶については、引渡しのお知らせ及び時期並びにそれらの書類に関して、船舶、供給業者及び港湾施設を含む手順を定めることができる。引渡しのため届けられた船用品は、当該船用品に添付される発注書類等により確認されること。

## -3. 保安レベル 1

保安レベル 1 においては、次の事項を考慮して、船用品の受け入れの際における船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

- (1) 積載の前に、船用品が発注されたものであることの確認
- (2) 船用品の速やかな収納

## -4. 保安レベル 2

保安レベル 2 においては、船用品の受け入れに先立つ点検及び検査強化による船用品の受け入れの際における追加の船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

## -5. 保安レベル 3

保安レベル 3 においては、船舶は危害行為に対応する当局から出された指示に従うこと。船舶保安規程には、次の事項を含む当局及び港湾施設との密接な協力のもとに船舶が採らなければならない船舶指標対応措置を詳細に記載すること。

- (1) 船用品のより詳細な点検
- (2) 船用品の取り扱い制限又は一時停止の準備
- (3) 船用品の受け入れ拒否

**5.2.7 所持者を伴わない手荷物の取扱い**

-1. 船舶保安規程には、所持者を伴わない手荷物（個人的携行品を含む荷物であって、検査又は探査場所において、乗船者を伴わないもの。）を船内に積み込む前に識別し、探査を含む適切な選別検査の対象とするための船舶指標対応措置を記載すること。船舶及び港湾施設双方にそのような荷物を検査する適切な設備が備えられている場合には、検査の責任を港湾施設側に委ねること。港湾施設との密接な協力のもとに、所持者を伴わない荷物を検査した後、安全に取扱うための手段が採られること。

## -2. 保安レベル 1

保安レベル 1 においては、所持者を伴わない手荷物の取扱いにおける、全数又は一部の手荷物に対する X 線の使用等を含む選別検査又は探査に関する船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

## -3. 保安レベル 2

保安レベル 2 においては、所持者を伴わない手荷物の取扱いにおける全数の手荷物の X 線検査等を含めた追加の船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

## -4. 保安レベル 3

保安レベル 3 においては、船舶は危害行為に対応する当局から出された指示に従うこと。船舶保安規程には、次の事項を含む当局及び港湾施設との密接な協力のもとに船舶が採らなければならない船舶指標対応措置を詳細に記載すること。

- (1) 所持者を伴わない手荷物を、例えば 2 以上の異なった角度から X 線を当てる等による詳細な検査
- (2) 所持者を伴わない手荷物の取扱い制限又は一時停止の準備
- (3) 所持者を伴わない手荷物の船内受け入れ拒否

**5.2.8 船舶の保安監視**

-1. 船舶は、船舶、船上の立入り制限区域及び船舶の周囲を監視する機能を有すること。監視機能には次の事項を含むこと。

- (1) 照明
- (2) 当直者、警備員及びパトロールを含む甲板見回り
- (3) 侵入者自動検知装置及び監視装置を有する場合には、当該装置

-2. 侵入者自動検知装置を使用する場合には、継続的に配員されているか又は監視されている場所に可視又は可聴の警報を発すること。

-3. 船舶保安規程には、それぞれの国際海上運送保安指標において必要とされる手順及び装置並びに天候不良又は電源切断等により生じるおそれのある影響への考慮を含む監視装置の継続的な機能維持に関する方法を記載すること。

## -4. 保安レベル 1

- (1) 保安レベル 1 においては、船舶の保安要員が一般に船舶を監視するために使用する照明、当直者、警備員又は監視

装置，バリア並びに立入り制限区域の組合せにより構成される船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。

- (2) 船舶の甲板上及び本船への乗船場所は，夜間及び視界が悪い時間帯に船舶と港湾施設との間でインターフェイスが生じている間，接岸中又は錨泊中において，必要に応じて照明されること。航行中必要であれば，海上における衝突防止のための国際条約の規定を考慮して安全航海を阻害しない最大の照度により照明されること。照明の適切な照度及び場所の決定においては，次の事項を考慮すること。
- (a) 乗組員が不審な行動の検知のために，船舶の岸壁側及び海側の両方を見渡すことができること。
  - (b) 船上及びその周囲を照射できること。
  - (c) 乗船場所において身元確認を実施できること。
  - (d) 照明は港湾施設との協力により実施することができる。

#### -5. 保安レベル 2

- (1) 保安レベル 2 においては，監視機能強化のため，次の事項を考慮して追加の船舶指標対応措置を船舶保安規程に記載すること。
- (a) 保安パトロールの頻度及び程度の増加
  - (b) 照明範囲及び照度の増加又は保安及び監視装置を使用する場合には，当該装置の使用頻度の増加
  - (c) 追加の見張り要員の指名
  - (d) ボートによる水上パトロール及び徒歩又は車両による陸上パトロールの併用
- (2) 差し迫る危害行為に対する防護のため，必要に応じて照明を追加すること。この場合，追加の照明は港湾施設の協力により陸側から供給することができる。

#### -6. 保安レベル 3

保安レベル 3 においては，船舶は危害行為に対応する当局から出された指示に従うこと。船舶保安規程には，次の事項を含む当局及び港湾施設との密接な協力のもとに船舶が採らなければならない船舶指標対応措置を詳細に記載すること。

- (1) 船上の全照明の点灯又は船舶の周囲の照射
- (2) 船上又は船舶周囲の行動を記録できる船上の監視装置を有する場合には，全ての当該装置の作動
- (3) 監視装置を使用する場合には，当該装置の記録継続時間を最長とする設定
- (4) 必要に応じて，船体の水 midpoint 検の準備
- (5) 実行可能であればプロペラの低速度回転を含む，水中からの船体への接近を阻止する措置の開始

### 5.2.9 保安レベルの相違

船舶保安規程には，船舶が港湾施設の国際海上運送保安指標より高い指標を維持している場合に，船舶が採るべき手順及び船舶指標対応措置の詳細を記載すること。

#### 5.2.10 ISPS コードが及ばない業務

船舶保安規程には，下記の場合に船舶が採るべき手順及び船舶指標対応措置の詳細を記載すること。

- (1) 船舶が締約政府以外の国の港に入港する場合
- (2) 船舶と ISPS コードを適用していない船舶との間でインターフェイスが生じる場合
- (3) 船舶と，固定式もしくは浮遊式プラットフォーム又は掘削作業中の海底資源掘削船との間でインターフェイスが生じる場合
- (4) SOLAS 条約 XI-2 章及び ISPS コード A 部に適合することを要求されない港湾施設との間でインターフェイスが生じる場合

#### 5.2.11 保安確認書

船舶保安規程には，港湾施設から保安確認書を要請された場合の取扱い及び船舶が保安確認書を要請すべき状況の詳細を記載すること。

#### 5.2.12 監査及び見直し

船舶保安規程には，船舶保安統括者及び船舶保安管理者が当該計画の継続的有效性を監査すること並びに船舶保安規程の見直し，更新又は改訂を行うための手順を記載すること。

## 5.3 船舶保安記録簿 (B 部/10)

### 5.3.1 一般

- 1 船舶は，締約政府の正当な権限を有する者に対し，船舶保安規程の記載事項が実行されていることを実証するため

に船舶保安記録簿を提示できるようにしておくこと。

- 2 船舶保安記録簿はどのような形態で保管してもよいが、不正なアクセス又は不正な開示から保護されること。

#### 5.4 船舶保安に関する訓練、操練および演習 (B部/13)

##### 5.4.1 訓練

-1. 船舶保安統括者及び陸上の適切な会社要員並びに船舶保安管理者は、それぞれの責務に係る次の事項について知識を有し、かつ、訓練を受けていること。

- (1) 保安上の管理及び運営
- (2) 関連する国際条約、コード及び勧告
- (3) 関連する政府の法規
- (4) 他の保安に関する団体の責任及び役割
- (5) 船舶保安評価の手法
- (6) 保安のための検査及び点検の方法
- (7) 船舶及び港の業務及び実態
- (8) 船舶及び港湾施設の船舶指標対応措置
- (9) 危害行為発生時の対応（船舶警報通報装置に関する事項を含む。）及び危害行為発生時対応計画の策定
- (10) 船舶指標対応措置及び手順を含む、保安訓練及び教育の指導技法
- (11) 保安に関する情報の管理方法
- (12) 最近の危害行為及びその傾向の知識
- (13) 武器、危険物及び危険な機器の認識及び検知
- (14) 差別に基づくものではない、保安に脅威を与える可能性の高い人物の性格及び態度の傾向についての認識
- (15) 船舶指標対応措置をすり抜けるために用いられる技法
- (16) 船舶警報通報装置、その他の保安のための機器及び装置並びにそれらの操作上の制限
- (17) 監査、点検、監督及び監視を実施する方法
- (18) 身体検査及び高圧的でない検査方法
- (19) 港湾施設と合同で行う操練及び演習を含む、保安のための操練及び演習
- (20) 保安のための操練及び演習の評価
- (21) 船舶保安規程に関する事項
- (22) 船舶保安記録簿に関する事項

-2. 船舶保安管理者は、-1.に加えて、必要に応じて次の事項について知識を有し、かつ、訓練を受けていること。

- (1) 本船中の構造配置
- (2) 船舶保安規程の運用及び船舶指標対応措置の実施（操練その他の教育的訓練及び船舶保安記録簿の記載を含む。）
- (3) 群衆の管理技法
- (4) 船舶警報通報装置並びにその他の保安のための機器及び装置の操作
- (5) 船舶警報通報装置並びにその他の保安のための機器及び装置の試験、較正及び船上保守

-3. 船舶保安従事者は、必要に応じて次の事項について職務を遂行するための十分な知識及び能力を有すること。

- (1) 最近の危害行為及びその傾向の知識
- (2) 武器、危険物及び危険な機器の認識及び検知
- (3) 危害行為を起こす可能性の高い人物の性格及び態度の傾向についての認識
- (4) 船舶指標対応措置をすり抜けるために用いられる技法
- (5) 群衆の管理技法
- (6) 保安関連の通信システム
- (7) 危害行為発生時の対応手順及び危害行為発生時対応計画の知識
- (8) 船舶警報通報装置並びにその他の保安のための機器及び装置の操作
- (9) 船舶警報通報装置並びにその他の保安のための機器及び装置の試験、較正及び船上保守
- (10) 点検、監督及び監視の技法
- (11) 身体検査並びに携行物、手荷物、貨物及び船用品の点検方法

-4. 船舶保安従事者以外の他の全ての乗組員は、次の事項を含む船舶保安規程の要件のうちの自分に関係するものについて十分な知識を有し、かつ、習熟していること。

- (1) それぞれの国際海上運送保安指標の意味及び必要な要件
- (2) 危害行為発生時の対応手順及び危害行為発生時対応計画の知識
- (3) 武器、危険物及び危険な機器の認識及び検知
- (4) 差別に基づくものではない、保安に脅威を与える可能性の高い人物の性格及び態度の傾向についての認識
- (5) 船舶指標対応措置をすり抜けるために用いられる技法

#### **5.4.2 操練及び演習**

-1. 操練及び演習は、乗組員が全ての国際海上運送保安指標において自分に与えられた全ての職務について習熟すること及び取り組まなければならない全ての保安に関連する不具合を発見することに目的をおくこと。

-2. 船舶保安規程の要件を効果的に実行するため、操練は少なくとも3ヶ月に1度実施すること。さらに、25%以上の乗組員が1度に交代した場合にはいつでも、過去3ヶ月以内に本船で一度も操練に参加したことがない者を加えて、交代時期から1週間以内に操練を実施すること。これらの操練により、5.1.1-9に掲げる危害行為等、船舶保安規程の個々の要素についての確認を行うこと。

-3. 必要に応じて船舶保安管理者並びに船舶保安統括者、埠頭保安管理者及び締約政府の関連当局の参加により、操練の実施に際して関係者間の連絡及び調整を、少なくとも年に1度（前回の演習から18ヶ月以内）実施すること。当該連絡及び調整により、通信、作業協力、資源の利用及び対応についての確認を行うこと。当該連絡及び調整は、次の形式により行うことができる。

- (1) シナリオに基づく実演又はこれと同等の規模による模擬の演習
- (2) 机上の模擬演習
- (3) 捜索及び救助、又は緊急時対応演習のような他の演習との組み合わせ

-4. 会社が他の締約政府とともに-3.の連絡及び調整に参加する場合には、主管庁の了解を得ること。

## 目次

船舶保安システム規則実施要領 .....	2
1 章 総則.....	2
1.1 一般.....	2
2 章 船舶保安システムの登録.....	3
2.1 船舶保安システムの登録.....	3
2.3 ISPS 登録の消除 .....	3
3 章 船舶保安システムの審査.....	4
3.1 審査の実施及び準備 .....	4
3.3 初回審査 .....	4
3.4 定期的審査.....	5
3.5 臨時審査 .....	5
3.7 係船中の船舶 .....	5
附属書 本会の必要と認める船舶保安要件 .....	6
3. SOLAS 条約 XI-2 章に基づく要件 .....	6
4. ISPS コード A 部に基づく要件 .....	7

# 船舶保安システム規則実施要領

## 1 章 総則

### 1.1 一般

#### 1.1.1 適用

**規則 1.1.1** において、総トン数とは、1969 年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に従って定められるものをいう。

**規則 1.1.1** において、総トン数とは、1969 年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に従って定められるものをいう。

#### 1.1.2 同等効力

-1. SOLAS 条約 XI-2 章第 11 規則の代替保安協定に基づき運航される船舶については、ISPS コード A 部 19.3.6 を考慮するとともに、本規則のうち適用可能な規定を準用する。

-2. 主管庁が承認した船舶保安規程については、本会が承認したものと同等とみなす。

#### 1.1.3 用語

本要領において、「ISPS 登録日」とは**規則 3.3.1-1**にいう初回審査の最終日をいう。ただし、初回審査に先立ち、**規則 3.5-1.(1)**に掲げる臨時 ISSC 発行のための審査が行われる船舶にあつては、当該審査の最終日をいう。

## 2章 船舶保安システムの登録

### 2.1 船舶保安システムの登録

規則 2.1-2.にいう「船舶の名称等必要なもの」とは次をいう。

- (1) ISPS 登録番号
- (2) ISPS 登録日
- (3) 船舶の名称及び種類
- (4) 船舶番号又は信号符字
- (5) 船籍港
- (6) 総トン数
- (7) 会社及び船舶の所有者の名称及び住所
- (8) 国際海事機関会社識別番号
- (9) 国際海事機関船舶識別番号
- (10) 船舶の建造年月日

### 2.3 ISPS 登録の消除

ISPS 登録を消除された船舶は、再登録を申込みことができる。この場合、再登録を受ける船舶の ISPS 登録番号等は、ISPS 登録が消除されたときのもの considering して定める。

## 3章 船舶保安システムの審査

### 3.1 審査の実施及び準備

- 1. 審査の申込みは、本会が別に定める申込書により行う。
- 2. 本会は、申込みを受けた初回審査、定期的審査又は臨時審査の実施日を決定し、会社に通知する。

### 3.3 初回審査

#### 3.3.1 一般

規則 3.3.1-3. にいう「本会が別に定めるところ」とは、規則 4.3 に掲げる機密保持等が確実に実施されることをいう。

#### 3.3.2 提出文書

- 1. 規則 3.3.2-1.(3) にいう「船舶保安評価書」には、次を含めること。

- (1) 評価手順の要約
- (2) 発見された脆弱性
- (3) 前(2)への対応策

-2. 規則 3.3.2-1.(6) にいう「本会が別に定める文書」とは、次をいう。この場合、(1)及び(2)の文書は船舶保安規程に含むことができる。

- (1) 船舶保安統括者と船舶保安に関連する他の陸上要員の責任と権限を規定した会社内の手順書とその組織図
- (2) 会社が、船舶保安統括者、船舶保安管理者及び船長に対し、船舶の保安に関連する職務と責任を遂行するために必要な支援を提供することを宣言した文書
- (3) 船舶保安統括者としての職務及び責任を遂行するための研修の結果
- (4) 船舶保安評価が船舶保安統括者以外の者により実施された場合には、当該実施者が船舶保安評価を実施するために必要な技能を有していることを示す資料
- (5) 次に関する最新の情報
  - (a) 船舶の乗組員を指名する責任を負う者
  - (b) 船舶の使用を決定する責任を負う者
  - (c) 船舶が契約により雇い入れられている場合はその契約者

#### 3.3.4 船舶審査

- 1. 船舶審査の場所及び日時は、会社と協議の上決定する。
- 2. 船舶審査においては、会社が指名した立会者の立会の下で審査を実施する。
- 3. 船舶審査においては、表 1 に掲げる器具を用いて船舶警報通報装置が正常に機能することを作動試験も含め確認する。
- 4. 審査員は審査終了時に、その結果を船長及び会社が指名した立会者に報告する。

表 1 計測器具

計測器具	電圧計 電流計 周波数計 高周波電力計 シンクロスコープ スペクトル分析器 絶縁抵抗計
------	---

### 3.4 定期的審査

#### 3.4.1 更新審査

更新審査には、**3.3.4-3**による船舶警報通報装置の機能の確認を含む。ただし、直近に行われた船舶の定期的検査等において当該装置の作動試験が確実に行われたことを示す記録書の提出があれば、現状確認とすることができる。

#### 3.4.2 中間審査

- 1. 中間審査には、**3.4.1**に掲げる機能の確認を含む。
- 2. **規則 3.4.2-1**中、ただし書きの適用において、中間審査を繰り上げて行った（以下、「繰り上げ中間審査」という。）場合、追加の中間審査を行う。その時期は、繰り上げ中間審査が完了した日の2年後の日から3年後の日の前日の間とする。

### 3.5 臨時審査

- 1. 会社は、臨時審査の申込みにおいて、その理由を申込書に記載すること。
- 2. **規則 3.5-1.(2)(b)**にいう「別に定める軽微な変更」とは、次に係るものをいう。
  - (1) 操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項
  - (2) 船舶保安統括者の選任に関する事項
  - (3) 船舶保安管理者の選任に関する事項
  - (4) その他の本会が船舶の保安に支障がないと認める事項
- 3. **規則 3.5-2**にいう「別に定める要件」とは次をいう。
  - (1) 船舶保安評価が完了していること。
  - (2) 船舶保安規程が承認のために提出されており、船上で実施され、かつ、その写しが本船に備え付けられていること。
  - (3) 船舶警報通報装置が設置されていること。
  - (4) 船舶保安統括者が、**(2)**の要件並びに操練、演習及び内部監査を含む初回審査までに必要な手配を確実に行わしめること。
  - (5) 初回審査を実施するための手配が行われていること。
  - (6) 船長、船舶保安管理者及び船舶保安システムに関与している乗組員は、自らの職務及び責任を含む船舶保安規程の関連部分について習熟していること。
  - (7) 船舶保安管理者は**規則附属書 4**及び**5**に定める関連要件に適合していること。

### 3.7 係船中の船舶

係船に先立って、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。ただし、下記**(1)**及び**(3)**の書類については、別途、**鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7**、又は**船舶安全管理システム規則実施要領 5.5**の規定に基づき当該書類を提出する場合は、これを省略することができる。

- (1) 係船届け
- (2) ISSC 又は臨時 ISSC の写し
- (3) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部

## 附属書 本会の必要と認める船舶保安要件

### 3. SOLAS 条約 XI-2 章に基づく要件

#### 3.3 船舶警報通報装置 (第 6 規則)

- 1. **規則附属書 3.3-2.(1)**にいう船舶の識別は、「国際海事機関船舶識別番号」又は「海上移動業務識別番号 (MMSI)」により行うこと。
- 2. **規則附属書 3.3-2.(3)**にいう船上で警報を発しないことには、送信しようとする者が封印をはがしたり、蓋又は覆いを壊したりして発信しないことを含む。
- 3. **規則附属書 3.3-2.(4)**にいう継続的に送信するための送信間隔として、衛星を利用するものにあつては、衛星の種類、軌道等を考慮して、可能な限り短時間となるよう適切に選定されること。
- 4. **規則附属書 3.3-3.(2)(d)**にいう常用の電源以外の電源の給電時間は 24 時間以上とすること。
- 5. **規則附属書 3.3-4.**にいう不注意による保安警報の発信を起こさせないような設計は、発信しようとする者が発信に際して封印をはがしたり、蓋又は覆いを壊したりする必要があつてはならない。

## 4. ISPS コード A 部に基づく要件

### 4.6 船舶保安記録簿 (A 部/10)

規則附属書 4.6-1. に掲げる記録の内容は、次によること。

- (1) 規則附属書 4.6-1.(1) に関する記録
  - (a) 参加者の氏名
  - (b) 実施年月日
  - (c) 実施内容
- (2) 規則附属書 4.6-1.(2) に関する記録
  - (a) 発生年月日
  - (b) 自船の位置
  - (c) 危害行為の内容及び対応
- (3) 規則附属書 4.6-1.(3) に関する記録
  - (a) 設定又は変更年月日
  - (b) 国際海上運送保安指標の内容
- (4) 規則附属書 4.6-1.(4) に関する記録
  - (a) 通信の内容
  - (b) 通信年月日
  - (c) 通信相手
- (5) 規則附属書 4.6-1.(5) に関する記録
  - (a) 実施年月日
  - (b) 検証に基づいた対応
- (6) 規則附属書 4.6-1.(6) に関する記録
  - (a) 実施年月日
  - (b) 見直しに基づいた作成の有無
- (7) 規則附属書 4.6-1.(7) に関する記録
  - (a) 実施年月日
  - (b) 見直しに基づいた変更の有無
- (8) 規則附属書 4.6-1.(9) に関する記録
  - (a) 実施年月日
  - (b) 保安のための機器の名称
  - (c) 実施内容